様式第３号

**委託業務共同企業体協定書**

（目的）

第１条　本共同企業体は、弘前市上下水道事業弘前市長（以下「発注者」という。）が発注する弘前市上下水道事業メーター関連業務及び漏水修繕等業務（以下「委託業務」という。）を共同連帯して履行することを目的とする。

(名称)

第２条　本共同企業体は、　　　　　　　　　委託業務共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期および解散の時期）

第４条　企業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、企業体に係る委託業務の履行後３カ月を経過するまでは、解散することができない。

２　企業体が、委託業務の受注候補者となることができなかったときは、前項の規定にかかわらず、委託業務に係る基本協定書が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　企業体の構成員は、次のとおりとする。

構成員　住　　　　所

称号又は名称

構成員　住　　　　所

称号又は名称

構成員　住　　　　所

称号又は名称

（代表者の名称）

第６条　企業体は、　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　企業体の代表者は、委託業務の履行に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで発注者と折衝する権限及び委託代金の請求、受領並びに企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　企業体の構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、委託代金の変更があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　（会社名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　（会社名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　（会社名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織、編成、及び委託業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、委託業務の履行にあたるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、委託業務の履行及びその他委託業務の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１２条　企業体は、委託業務の各事業年度における業務が完了の都度、委託業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（委託業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、企業体が委託業務を履行する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち委託業務途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定による割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１７条　企業体は、構成員のうちいずれかが委託業務途中において、重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員には、その旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（委託業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１８条　構成員のうちいずれかが委託業務途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第１９条　代表者が脱退しもしくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第２０条　企業体が解散した後においても委託業務につき瑕疵があったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第２１条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　ほか　　社は、上記のとおり

委託業務共同企業体協定を締結したので、その証として、本協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名押印し各自所持し、１通は発注者が所持するものとする。

　令和　　年　　月　　日

代表者　会社名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

会社名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

会社名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印